

議案第 6 5 号

交野市重度障がい者の医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例について

交野市重度障がい者の医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

条例案……別記

令和 2 年 9 月 2 日 提出

交野市長 黒 田 実

提案理由 精神病床の入院を助成対象とするとともに、住所地特例について改正したいため。

交野市重度障がい者の医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例案

交野市重度障がい者の医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例

交野市重度障がい者の医療費の助成に関する条例（昭和48年条例第39号）の一部を次のように改正する。

第2条第3項中「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第5条第11項に規定する障害者支援施設又は児童福祉法第7条第1項に規定する児童福祉施設（障害児入所施設に限る。）への入所をしたことにより、当該施設」を「国民健康保険法第116条の2第1項各号に規定する入院、入所又は入居（以下「入院等」という。）をしたことにより、同項各号に規定する病院、診療所又は施設（大阪府内に所在するものに限る。以下「病院等」という。）」に、「当該施設に入所」を「当該病院等に入院等」に、「他の市町村（当該施設が所在する市町村以外の市町村をいう。）」を「、交野市」に、「、当該他の市町村」を「、交野市」に改め、同項に次のただし書を加える。

ただし、前項各号のいずれかに該当する者又は2以上の病院等に継続して入院等をしている者であつて、現に入院等をしている病院等（以下「現入院病院等」という。）に入院等をする直前に入院等をしていた病院等（以下「直前入院病院等」という。）及び現入院病院等のそれぞれに入院等をしたことにより直前入院病院等及び現入院病院等のそれぞれの所在する場所に順次住所を変更したと認められるもの（以下「特定継続入院等対象者」という。）については、この限りでない。

第2条に次の1項を加える。

4 前3項に規定するもののほか、特定継続入院等対象者のうち、次の各号に掲げるものは、交野市の対象者とする。ただし、第2項各号のいずれかに該当する者を除く。

(1) 継続して入院等をしている2以上の病院等のそれぞれに入院等をする事により、それぞれの病院等の所在する場所に順次住所を変更したと認められる者であつて、当該2以上の病院等のうち、最初の病院等に入院等をした際、交野市の区域内に住所を有していたと認められるもの

(2) 継続して入院等をしている2以上の病院等のうち、1の病院等から継続して他の病院等に入院等をする事（以下「継続入院等」という。）により、当該1の病院等の

所在する場所以外の場所から当該他の病院等の所在する場所への住所の変更（以下「特定住所変更」という。）を行つたと認められる者であつて、最後に行つた特定住所変更に係る継続入院等の際、交野市の区域内に住所を有していたと認められるもの
第3条第1項中「若しくは生活療養に係る給付又は精神病床への入院に係る給付を除く。」を「又は生活療養に係る給付を除く。」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和3年4月1日（以下「施行日」という。）から施行する。

（経過措置）

- 2 改正後の第2条第3項及び第4項の規定については、この条例の施行日以後に入院等をする者について適用し、施行日前に入院等をしている者については、令和3年11月1日から適用する。
- 3 改正後の第3条第1項の規定については、この条例の施行日以後に係る医療費について適用し、施行日前に係る医療費については、なお従前の例による。